

昭和四十年政令第八十四号

昭和四十年政令第八十四号
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づく債券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令
内閣は、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第五条第一項ただし書に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げるものについては、これらのものが同項に規定する利子又は償還差益で当該各号に規定する事業に帰せられるものの支払を受ける場合に限るものとする。

二 所得税法(昭和四十一年法律第三十二号)第二条第一項第五号に規定する非居住者で事業(同項第八号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。)を行うもの
三 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第四号に規定する外国法人で事業(同条第十一号の十九に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。)を行うもの
四 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの
五 去り税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの

四、沿い和洋第一条第一号に規定する人格のない法人等
社団等で同法の施行地外に本店又は主たる事務所を有するもののうち、同法の施行地において同条第十三号に規定する収益事業を営むもの

附則抄
(施行期日)
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 次に掲げる政令は、廃止する。
（関係政令の廃止）
一 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備
のため発行される外貿地方債正券に關する寺

二 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法に基づく外貨地方債証券の利子の非別措置法に基づく外貨地方債証券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十六年政令第三百二十九号）

税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第百二十一号）

の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二十号）附則第二十四項の規定により、なおその効力を有することとされた法律の規定に規定する政令で定めるものについては、旧大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法に基づく外貨地方債証券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令、旧東京港湾区における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法に基づく外貨地方債証券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令、附則第三項による改正前の電信電話債券令第十三条及び附則第四項による改正前の日本開発銀行の発行する外債券に関する政令第五条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二十六年三月一日政令第一号）抄
第一条（施行期日）この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三一、二冊
三 目次の改正規定（「／第三目の三 株式譲渡 請求権に係る自己株式の譲渡（第百三十六条の三）／第三目の四 医療法人の設立に係

る資産の受贈益等（第二百三十六条の四）／＼を「第三目の三 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第二百三十六条の三）」に改める部分を除く。）、第一条の改正規定、第四条の

三の次に一条を加える改正規定、第九条第一項第一号ホの改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分を除く。）、第十四条の四第二項第二号の文又は規定

第一四条の四第二項第二号の改正規定、第十四条の十一に三項を加える改正規定、第二十二条の四第五項の改正規定、第二十五条第二項の改正規定、第一百四十四条の次

に一条を加える改正規定、第百四十二条第一項の改正規定（「国外所得金額」を「調整国外所得金額」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規

定、同条第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項を削る改正規定、第百四十二条の二の改正規定、第一百四十五条の次に十四条を加える改正規定、第百四十六条の改正規定（同条第二項）

百八十四条の前に重複して飲食を行って改定された規定、第一百八十五条から第百九十三条までの改正規定、同編第二章第二節の改正規定、第一百九十三条（見出しを含む。）の改正規定、同編第三章中第一百九十二条を第二百七条とする改正規定、同編第二章に二節を加える改正規定並びに本則に二条を加える改正規定並びに附則第九条の二、第十条及び第十三条から第十六条までの規定 平成二十八年四月一日

附 則（平成一七年三月三一日政令第一
四一號）抄
（施行期日）

（十七）改正規定 同条の次に「又は地方法人税法第十二条第二項」を除く。）、第一百五十五条の二十八第一項の改正規定（「その源泉が国外にあるものに対応するものとして」を削る部分及び「連結国外所得金額」を「調整連結国外所得金額」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、第一百五十五条の三十四の三十九条第十項」に改める部分を除く。）、同条第十九条第十項」に改める部分を除く。）、同条第六十一条第一号イ中「第一百五十五条の三十第一号」を「第一百五十五条の二十九第一号」に改める部分、同項第三号ロ中「第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項」を加える部分、同項第四号ロに係る部分及び同条第八項に係る部分（「被合併法人等」の下に「である内国法人」を加える部分を除く。）、第一百五十五条の三十五の改正規定、第一百五十五条の四十七の改正規定、第一百七十六条の改正規定、第一百七十七条（見出を含む。）の改正規定、第一百七十八条の改正規定、第一百五十五条の四十七の改正規定、第一百七十六条の改正規定、第一百七十七条（見出を含む。）の改正規定、第一百七十八条の改正規定

同条第十六項の改正規定（同項第一号中「第十
八項」を「第二十項」に改める部分を除く）。
、同条第十五項の改正規定、同条第十四項の
改正規定、同条第十三項第一号の改正規定、
同条第十二項各号の改正規定、同条第九項の
改正規定、同令第四条の四の改正規定、同令
第八条第一項第一号への改正規定（第六十
一条の二第八項）を「第六十一一条の二第九
項」に改める部分及び「同条第十項」を「同
条第十一項」に改める部分を除く）、同項第
五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同
項第十号の改正規定（第四条の三第十六項
第一号）を「第四条の三第十八項第一号」
に、「第一百十九条第一項第九号」を「第一百十
九条第一項第十号」に改める部分を除く）、
同条第三項の改正規定（同条第六項第一号
を「同条第六項第一号イ」に改める部分に限
る。）、同条第四項の改正規定（同条第十六
項第一号）を「同条第十八項第一号」に改め
る部分を除く。）、同令第九条第一項第二号の
改正規定、同項第三号の改正規定、同项第二
項第一号ハの改正規定、同項第三号イの改正
規定、同令第二十三条第三項第七号の改正規
定（株式交換〔〕を「金銭等不交付株式交
換〔〕に改める部分に限る。）、同項第十一号
を同項第十二号とする改正規定、同項第十号
に二項を加える改正規定（第十九項に係る部
分に限る。）、同令第六十一一条の四の表
の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の
第二号の第一欄の改正規定、同令第六十九条
を同項第十一号とし、同項第九号の次に一号
を加える改正規定、同令第六十一一条の二号の
改正規定、同令第七十条第二号の改正規
定、同令第七十二条の三の改正規定（新株
予約権に〔〕を「特定新株予約権又は承継新株
予約権に〔〕に改める部分に限る。）、同令第七
十一条の二（見出しを含む。）の改正規定
(同条第五項中〔〕の額)の下に「(第七十一
条の三第一項（確定した数の株式を交付する
旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用
の額等）に規定する確定数給与にあつては、
同項に規定する交付決議時価額。以下この項
において同じ。)に相当する金額」を加える
部分を除く。）、同令第一百十一条の三（見出し
を含む。)の改正規定、同令第一百十二条第三
項の改正規定、同条第七項ただし書の改正規
定、同令第一百十三条の二第五項第一号の改正
規定、同令第一百十九条第一項第五号の改正規

定、同項第七号の改正規定、同項第九号の改正規定、同項第八号の改正規定、同令第百十九条の三第十一項の改正規定、同令第十二項の改正規定、同令第十三項の改正規定、同令第十四項の改正規定（「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九条の四第一項の改正規定（規定期定する適格株式交換）を「規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九条の十第二項の改正規定（「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百九条の十一の二第二項第二号の改正規定、同令第百二十三条の十第一項の改正規定、同項第五号の改正規定（「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の二第九項」に改める部分に限る。）、同令第四項の改正規定、同令第百十九条の二第二項第二号の改正規定、同令第百二十三項の改正規定、同令第百二十三項の改正規定、同令第百三十九条の二第二項の改正規定、同令第百四十五条の五第三号の二第二項の改正規定（「第二条第十二条号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改める部分に限る。）、同令第百四十五条の二第二項の改正規定、同令第百七十六条の改正規定、同令第百七十九条第三号の改正規定、同令第百八十四条第四項の改正規定（「合併」を「金銭等不交付合併」に改める部分及び「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。）、同令第五項の表第百十九条第一項第五号（有価証券の取得価額）の項の改正規定（「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式」を「」の株式」に改める部分に限る。）並びに次条第二項並びに附則第五条及び第二十五条の規定 平成二十九年十